

運転免許の自主返納制度



最近、車の運転に自信がなくなってきたという方、運転免許の『**自主返納制度**』をご存じですか？

1 自主返納制度とは

加齢に伴う身体機能の低下などにより運転を継続する意思がなく、運転免許を返納したい方のための制度です。

2 手続の方法

手続は、運転免許センターまたは警察署・庁舎でできます。詳しくは裏面をご覧ください。

注意事項

- 本人の意思を確認させていただきます。
- 免許停止等の行政処分を受ける予定の方は申請できません。
- 有効期限が切れた免許証では申請できません。
- 自主返納をした方が再度運転免許を取得するには、新たに運転免許試験の受験が必要となります。

3 自主返納に対する支援

自主返納者に、自治体、交通安全協会等が支援を行っています。詳しくは、自治体、お近くの警察署へお問い合わせください。

4 運転経歴証明書の交付申請について

希望者には、有償（1,100円）で、『**運転経歴証明書**』を発行します。自主返納後5年以内の方が申請できます。

身分証明書として使うことができます。
（自動車の運転はできません。）



○ 受付時間

場 所	曜 日	時 間
運転免許センター	月～金曜日	9:30～11:30 14:00～15:30
	日曜日	予約制により受付※
警察署・庁舎 (運転経歴証明書は後日交付)	月～金曜日	10:00～11:30 13:30～15:00
	日曜日	受付していません。

土曜日、祝日、休日、12/29～1/3は手続きできません。

※日曜日の予約は直近の木曜日までにご連絡ください。 連絡先(076)238-5901

○ 必要書類等

運転免許の自主返納

運転免許証

運転経歴証明書の交付

申請手数料1,100円

氏名を確認できるもの（自主返納と同時申請→運転免許証）

（後日申請→健康保険証等）

【金沢中署、金沢東署、金沢西署、白山署、津幡署で手続きする場合】

写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身
縦3.0cm×横2.4cmのもの）

＜氏名変更がある方＞
本籍の記載された住民票

＜住所変更がある方＞
住民票、健康保険証、郵便物等
のいずれか

○ 代理人申請

上記必要書類等に加えて、

委任状兼確認書

代理人誓約書

代理人の本人確認書類（運転免許証等）

代理人の職員証等（介護施設等の職員の場合）

写真（運転経歴証明書の交付申請をする場合）

が必要になります。

「委任状兼確認書」と
「代理人誓約書」の様式は
石川県警察ホームページ
からダウンロードできるほか、
警察署・庁舎で
受け取ることができます。



注 意 事 項

- 申請者が委任状兼確認書を作成出来ない場合は代理人申請できません。
- 運転免許証を紛失等している場合は代理人申請できません。
- 3親等以内の親族または介護施設等の職員に委任することができます。その他の方に委任したい場合は事前にご相談ください。